

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した左肩関節運動障害（挙上困難）は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は事業場内において、重さ約 28kg の機器を移動させるため持ち上げた時、左肩及び筋肉に痛みが走り、その後左肩が上がりなくなり、○病院を受診したところ「左肩関節周囲炎」と診断された。

請求人は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務中に無理な姿勢で機器を持ち上げた時に過度に負担をかけたため左肩を痛めたものであり、業務と傷病との間に相当因果関係が認められないとした監督署長の不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は業務中に負傷したと主張しているが、負傷の4日後及び7日後に受診した各医療機関では、1か月ないし1か月半前から症状があったと申述している。また、業務上の災害があったとしても、医学的にはそれ以前を発症の起点と認識して治療を行っている以上、本件災害によって生じたものとは認めることはできないため不支給としたものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人の傷病名について

受診した医療機関により各々異なるが、地方労災医員は請求人の症状及び診療経過等に基づき、「(左)肩関節挫傷」が妥当と所見しており、当審査官としてもこの意見が妥当と判断する。

(2) 業務起因性について

本件傷病と本件災害発生との因果関係についてみると、本件災害発生について請求人が医師に十分な説明をしていなかったことから、○病院医師の意見によると「五十肩の可能性が高い」としているが、○整形外科クリニック医師の意見によると、因果関係について医学的に妥当であるとして「とっさに力を入れた時、遠心性筋収縮をしたため腱板損傷あるいは腱板炎を誘発したことは容易に理解できる」としている。

地方労災医員の意見によると「以前（1か月前）に左肩関節のごく軽度の症状があったとしても、過度の荷重が原因で発症した左肩関節痛と経日的に顕著になった肩関節挙上困

難であることは明らかである」としている。

(3) 結論

以上のことから、本件傷病と本件災害発生との因果関係を否定することは困難であり、請求人及び事業場関係者の申述内容並びに医学的所見から、業務上の事由によるものと認めることが妥当であると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。